

千葉市客引き行為等の防止に関する条例（案）に対する意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	原案の修正
1	禁止区域の指定	「客引き行為等禁止区域」の指定にあたっては、千葉県警察等の関係機関や禁止しようとする区域の地域団体から意見を聴くものとしているが、地域団体のみの意見を踏まえ定めるものとしたほうがいい。	千葉県警察その他の関係機関及び指定をしようとする区域の地域団体の意見を聴くことにより、客引き行為等の実態に即した区域の指定ができると考えております。	なし
2	禁止区域の指定	市長は、客引き行為等禁止区域を指定したときは、その旨を告示するが、具体的な告示方法を記載したほうがいいと思う。	告示については、千葉市公告式条例に基づき市役所及び各区役所の掲示板上に掲示いたします。また、市ホームページにも掲載します。	なし
3	禁止区域の指定	規制の対象とならない行為として、店舗から「半径10m」等、具体的に記載した方がいと思う。	安心して公共の場所を通行し、または利用できる環境を確保する目的に対し、距離にかかわらず、公共の場所の通行や利用を妨げる行為を禁止するものです。	なし
4	違反行為	客引き行為等禁止区域で違反行為をしている者は、勧誘先店舗と雇用関係がない場合が多い。	客引き行為等を行うことのみならず、行わせることも禁止行為とし、罰則の対象とします。また、店舗や事業者等の従業者が条例に違反した際は、従業者を罰するほか、店舗や事業者等にも過料を科する「両罰規定」を設けることとしております。	なし
5	違反行為	事業者は、成功報酬にて違反者に斡旋手数料（紹介料）を支払っているようだ。		なし
6	違反行為	この場合、違反者を処罰しても事業所は処罰される事がないので、「トカゲの尻尾」を切るだけになり、効果が出ない。		なし
7	違反行為	違反者に勧誘を依頼（提携）している事業者も、処罰の対象にしないと実効性のある取り組みとならない。		なし
8	違反行為	客引き行為者（男女問わず）の客引き態度以前に、風貌の悪さが更に地域イメージを低下させている。時々、未成年らしきグループ客にも声掛けしているのを目撃した。彼らも歩合制なのかもしれないが容赦なく営業をされている様に見える。彼らの元締めが、どのような者なのかを調べてほしい。	条例では、業種に関係なく、禁止区域内での客引き行為等を禁止しており、居酒屋等の客引き行為も禁止することになります。	なし
9	違反行為	風俗店の違反者のみならず、居酒屋等の飲食店の勧誘も多いので、こちらも取り締まりをしてほしい。		なし
10	違反行為	個人、法人を問わない違反行為の定義であるため、賛成である。	皆様が安心して公共の場所を通行し、又は利用できるよう、適切な運用に努めてまいります。	なし
11	勧告等の実施、罰則	過料が5万円だと額が小さく、抑止効果がない。10万円以上の方がいいと思う。	地方自治法により、地方公共団体が過料を科する場合は5万円以下と規定されているため、5万円以下とするものです。	なし
12	勧告等の実施、罰則	両罰規定は従業員が解雇、または自主退社されたら過料に処されない可能性が出るため、使用者責任のみにとどまらず、連座制の適用をするべき。フリーランスも同様である。	条例に違反した者と、関係する店舗や事業者との関係について立入調査等を行い、使用者としての責任があれば、両罰規定を適用してまいります。	なし

千葉市客引き行為等の防止に関する条例（案）に対する意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	原案の修正
13	立入調査等	「必要に応じて立入調査等ができる」とあるが、「必要に応じて」は削除してもいいのではないか。	立入調査等は、条例の目的を達成するために、必要な限度で行うものと考えております。	なし
14	客引き行為等をしていない旨の申出書	事業者等に対する支援について、具体的に記載するとより効果が見込まれると思う。	条例には詳細までは規定しませんが、「客引き行為等をしていない」ことを申し出ていただいた事業者への、協力店であることを証するステッカーの交付や、市のホームページへの掲載等を予定しております。	なし
15	条例全般	今回提示されたエリア付近には、パルコ跡地を初め、中心市街地では7棟の新築マンション建設計画がある。その多くはファミリータイプであり、これからの中心市街地は居住地化が進む。現状でも「西銀座及び富士見の夜は怖くて通れない」との声を多く聞く。（犯罪の温床化）	皆様が安心して公共の場所を通行し、又は利用できるよう、適切な運用に努めてまいります。	なし
16	条例全般	対象エリアは「本町小学校の学区」でもあり、児童の生活の区域・通学路・駅への動線（学習塾への通学）となるため、児童の健全育成の為に、子育て世代目線のまちづくりを目指してほしい。		なし
17	条例全般	客引き行為者（男女問わず）の客引き態度以前に、風貌の悪さが更に地域イメージを低下させている。時々、未成年らしきグループ客にも声掛けしているのを目撃した。彼らも歩合制なのかもしれないが容赦なく営業をされている様に見える。彼らの元締めが、どのような者なのかを調べてほしい。	客引き行為等を禁止することで、安心に公共の場所を通行し又は利用できる環境を確保し、魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに努めます。	なし
18	条例全般	態度が悪かったり、通行を妨げるような客引きは規制してほしい。そのような客引きにあたり、目撃したときに、通報できるところがあると、情報が蓄積され、規制の実効性があると思う。	客引き行為者へ勧告や命令等を実施するには、違反行為を現認する必要がありますが、より多くの情報を得ることは有用であると考えますので、いただいたご意見は、運用の中で検討させていただきます。	なし
19	条例全般	コロナ禍による時短要請でも見受けられるように、お店の中でも、条例のルールに従うところと、そうでないところが出てくると思うので、地元商店街がこれを機に一丸となって取り組むと効果が上がると思う。市も地元商店街と連携し、正直にルールを守るお店が馬鹿をみるような運用をしてほしい。	地域の商店会や町内自治会等と協働し、地域の皆様と一体となり、「客引き行為等を起こさせない」機運を高めてまいります。	なし
20	その他	違反者の待機中、喫煙・飲食等のゴミが多く、街の景観を損ねている。ゴミ拾いをいくらやっても効果がでない。併せてこちらの取り締まりも強化してほしい。	いただいたご意見は所管部署、関係機関と共有し、連携した取り組みに努めてまいります。	なし
21	その他	路上駐車も違反者の勧誘行為を助長している。併せてこちらの取り締まりも強化してほしい。		なし